

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1.	文学部	教育 1-1
2.	人文科学府	教育 2-1
3.	比較社会文化学府	教育 3-1
4.	教育学部	教育 4-1
5.	人間環境学府	教育 5-1
6.	実践臨床心理学専攻	教育 6-1
7.	法学部	教育 7-1
8.	法学府	教育 8-1
9.	法務学府	教育 9-1
10.	経済学部	教育 10-1
11.	経済学府	教育 11-1
12.	産業マネジメント専攻	教育 12-1
13.	理学部	教育 13-1
14.	理学府	教育 14-1
15.	数理学府	教育 15-1
16.	システム生命科学府	教育 16-1
17.	医学部	教育 17-1
18.	医学系学府	教育 18-1
19.	医療経営・管理学専攻	教育 19-1
20.	歯学部	教育 20-1
21.	歯学府	教育 21-1
22.	薬学部	教育 22-1
23.	薬学府	教育 23-1
24.	工学部	教育 24-1
25.	工学府	教育 25-1
26.	芸術工学部	教育 26-1
27.	芸術工学府	教育 27-1
28.	システム情報科学府	教育 28-1
29.	総合理工学府	教育 29-1
30.	農学部	教育 30-1
31.	生物資源環境科学府	教育 31-1
32.	統合新領域学府	教育 32-1

人文科学府

I	教育水準	.....	教育 2-2
II	質の向上度	.....	教育 2-5

## I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、人文基礎、歴史空間論、言語・文学の 3 専攻から編成されており、21 世紀 COE プログラムを契機に大学院教育の内容及び方法の改善を進め、平成 19 年度からは歴史空間論専攻に「歴史学拠点コース」を設置したなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学務委員会、カリキュラム委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会、学生支援委員会、大学院問題検討委員会等が連携して課題に取り組み、それを全体として学府教授会で改善に向けて実施するなど、教育内容、教育方法の改善に向けての取組体制が整えられ、その活動も有機的になされているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人文科学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、人文科学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、大学院修士課程において「現代文化論科目」を必修科

目として開講し、学生が現代社会の多様化を見越しながらそれに対応できる柔軟な思考力と専門分野に関して粘り強く研究を進めていく学力を修得できるように配慮されている。また、大学院修士課程・大学院博士後期課程の課程編成と授業科目の設定が適切になされ、さらに、副指導教員を配置した研究指導体制が構築されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学問を社会の中で実践的に活かせるような学生の受入れにも力を入れ、学部新卒者だけでなく、社会人、留学生へも門戸を開くとともに、科目等履修生等の受入れ方法を多様化しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人文科学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、人文科学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

### 3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、学府全体の共通科目である現代文化論科目、歴史学拠点コース関連科目、そして、講義形式の特論、演習形式の研究といった専修ごとの授業科目を 402 コマも開講するなど、少人数の指導体制が整備されている。また、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の採用が大学院修士・大学院博士後期合わせた大学院生数の 3 分の 1 に上る点は学生の意欲を向上させるものであるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生の主体的な学習を促し、研究意欲を高めるために学府長賞制度を導入していることは、研究の成果を評価する制度として有効である。また、日常的な学習を支える取組がなされ、そのための環境が確保されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人文科学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育

方法は、人文科学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況が極めて高い水準で推移しており、また、大学院修士課程学生の多くが修業年限内で修了し、留年率を抑えている。さらに、各種受賞や博士学位授与数を増やすなど、学生の意欲と能力を向上させる方向に改善されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、FD 委員会企画の授業アンケートにおいて、授業内容・教員の工夫・配慮に対して 3 分の 2 以上の学生が満足しており、極めて高い結果を示している。また、自由記述による高い評価の意見の多さからも、教育の成果や効果が上がっていると窺える。当該学府の教育目的に密接に関わる「現代文化論」についても、今後見直しを続け改善策を講じようとしているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、人文科学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、人文科学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

#### 5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院博士後期課程の修了生には待機者が多い一方、大学院修士課程修了生が、幅広い教養と人間の文化・社会に関わる総合的・多面的な知識と洞察力を求められる職種に就職しており、教育目的を十分に達成しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、当該学府の教育内容・授業に対する修了生の評価が極めて高いことから、当該学府の教育の効果が十分に上がっていると判断される。就職先からの評価について、大学院修了生のみを集計がみられないが、全体として意欲・能力・知識等、プラス評価を得ているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、人文科学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、人文科学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1

期中期目標期間終了時における判定として確定する。